

令和5年3月吉日

医療機関の皆様へ

一般社団法人日本頭蓋健診治療研究会



乳幼児の頭蓋変形矯正のためのヘルメット治療の留意点

当研究会は、「頭蓋健診と治療に関する会員相互ならびに内外の関連学術団体との研究連絡、知識の交換、提携の場となることを通して頭蓋健診と治療の進歩普及に貢献するための事業を行い、学術文化の発展と頭蓋健診と治療の向上に資することで、国民の健康と福祉に寄与すること」を活動目的に掲げる、医師、助産師、看護師、理学療法士等による任意団体である。

当研究会は、当該活動目的の下、乳幼児の頭の歪みを矯正するヘルメット治療について、単なる治療としての頭の歪みの矯正のみでなく、患者とその家族の生涯に寄り添う診療を目指している。

そのような診療の実現のため、当研究会は学術集会の開催やハンドブックの発刊を行ってきた。

今回、当研究会では、乳幼児の頭蓋変形矯正のためのヘルメット治療を標準化して診療水準を維持するため、診療を行う医療機関においては、次の基準が満たされていることが望ましいと考える。

- ① 治療に使用するヘルメットが、医薬品医療機器総合機構（PMDA）の医療機器承認を得ていること
- ② 医療機関の医師が適正な治療を提供できるよう、医師の指示の下、初診及び再診においてヘルメット製造メーカー又は義肢装具士による実地でのヘルメットの継続的な調整サポートがあること（当該サポートがない場合は、医療機関に、ヘルメット調整に係る研修を受けた専属スタッフがいること）

以上